



2020年10月13日

各 位

会 社 名 サクサホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 丸井 武士  
(コード番号 6675 東証第1部)  
問 合 せ 先 経理部長 長谷川 正治  
(TEL. 03-5791-5511)

### 有価証券報告書等に係る監査報告書の限定付適正意見に関するお知らせ

当社は、第13期(2016年3月期)から第17期(2020年3月期)第3四半期までの訂正後の連結財務諸表および第15期(2018年3月期)第2四半期から第18期(2021年3月期)第1四半期の連結財務諸表において、限定付適正意見のついた独立監査法人の監査報告書および四半期レビュー報告書をそれぞれ2020年10月12日に受領いたしましたのでお知らせいたします。

なお、第13期(2016年3月期)から第16期(2019年3月期)の訂正後の財務諸表および第17期(2020年3月期)の財務諸表に係る独立監査法人の監査報告書には無限定適正意見が付されております。

### 記

#### 1. 監査およびレビューを実施した監査法人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

#### 2. 監査報告書および四半期レビュー報告書の内容

##### (1) 第13期(2016年3月期)有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第13期(2016年3月期)の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりであります。

当監査法人は、訂正後の連結財務諸表に対する監査における重要な拠点の見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、当連結会計年度末以前の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、一部の連結子会社の棚卸資産(平成27年3月31日現在305百万円及び平成28年3月31日現在269百万円)については、その実在性に関して、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。この影響は棚卸資産、売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

##### (2) 第14期(2017年3月期)有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第14期(2017年3月期)の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)(原文抜粋)のとおりであります。

当監査法人は、訂正後の連結財務諸表に対する監査における重要な拠点の見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、当連結会計年度末以前の棚卸資産の实地棚卸に立ち会

うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、一部の連結子会社の棚卸資産（平成 28 年 3 月 31 日現在 269 百万円及び平成 29 年 3 月 31 日現在 475 百万円）については、その実在性に関して、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。この影響は棚卸資産、売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

- (3) 第 15 期（2018 年 3 月期）第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書  
受領した第 15 期（2018 年 3 月期）第 2 四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の  
限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当監査法人は、訂正後の前連結会計年度の連結財務諸表に対する監査における重要な拠点の見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、前連結会計年度末以前の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、一部の連結子会社の棚卸資産（平成 29 年 3 月 31 日現在 475 百万円及び平成 29 年 9 月 30 日現在 537 百万円）については、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は棚卸資産、売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

- (4) 第 15 期（2018 年 3 月期）第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書  
受領した第 15 期（2018 年 3 月期）第 3 四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の  
限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当監査法人は、訂正後の前連結会計年度の連結財務諸表に対する監査における重要な拠点の見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、前連結会計年度末以前の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、一部の連結子会社の棚卸資産（平成 29 年 3 月 31 日現在 475 百万円及び平成 29 年 12 月 31 日現在 753 百万円）については、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は棚卸資産、売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

- (5) 第 15 期（2018 年 3 月期）有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第 15 期（2018 年 3 月期）の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当監査法人は、訂正後の連結財務諸表に対する監査における重要な拠点の見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、当連結会計年度末以前の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、一部の連結子会社の棚卸資産（平成 29 年 3 月 31 日現在 475 百万円及び平成 30 年 3 月 31 日現在 455 百万円）については、その実在性に関して、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。この影響は棚卸資産、売上原価等の特定の勘定科目に限定され、

他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

- (6) 第16期(2019年3月期)第1四半期四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書受領した第16期(2019年3月期)第1四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりであります。

当監査法人は、訂正後の前連結会計年度の連結財務諸表に対する監査における重要な拠点の見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、前連結会計年度末以前の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、一部の連結子会社の棚卸資産(平成30年3月31日現在455百万円及び平成30年6月30日現在662百万円)については、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は棚卸資産、売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

- (7) 第16期(2019年3月期)第2四半期四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書受領した第16期(2019年3月期)第2四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりであります。

当監査法人は、訂正後の前連結会計年度の連結財務諸表に対する監査における重要な拠点の見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、前連結会計年度末以前の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、一部の連結子会社の棚卸資産(2018年3月31日現在455百万円及び2018年9月30日現在651百万円)については、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は棚卸資産、売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

- (8) 第16期(2019年3月期)第3四半期四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書受領した第16期(2019年3月期)第3四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりであります。

当監査法人は、訂正後の前連結会計年度の連結財務諸表に対する監査における重要な拠点の見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、前連結会計年度末以前の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、一部の連結子会社の棚卸資産(2018年3月31日現在455百万円及び2018年12月31日現在657百万円)については、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は棚卸資産、売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(9) 第16期(2019年3月期)有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第16期(2019年3月期)の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりであります。

当監査法人は、訂正後の連結財務諸表に対する監査における重要な拠点の見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、当連結会計年度末以前の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、一部の連結子会社の棚卸資産(2018年3月31日現在455百万円及び2019年3月31日現在500百万円)については、その実在性に関して、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。この影響は棚卸資産、売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(10) 第17期(2020年3月期)第1四半期四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第17期(2020年3月期)第1四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりであります。

当監査法人は、訂正後の前連結会計年度の連結財務諸表に対する監査における重要な拠点の見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、前連結会計年度末以前の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、一部の連結子会社の棚卸資産(2019年3月31日現在500百万円及び2019年6月30日現在559百万円)については、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は棚卸資産、売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(11) 第17期(2020年3月期)第2四半期四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第17期(2020年3月期)第2四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりであります。

当監査法人は、訂正後の前連結会計年度の連結財務諸表に対する監査における重要な拠点の見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、前連結会計年度末以前の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、一部の連結子会社の棚卸資産(2019年3月31日現在500百万円及び2019年9月30日現在631百万円)については、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は棚卸資産、売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(12) 第17期(2020年3月期)第3四半期四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第17期(2020年3月期)第3四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりであります。

当監査法人は、訂正後の前連結会計年度の連結財務諸表に対する監査における重要な拠点の

見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、前連結会計年度末以前の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、一部の連結子会社の棚卸資産（2019年3月31日現在500百万円及び2019年12月31日現在727百万円）については、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は棚卸資産、売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(13) 第17期（2020年3月期）有価証券報告書に係る監査報告書

受領した第17期（2020年3月期）の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当監査法人は、前連結会計年度の連結財務諸表に対する監査における重要な拠点の見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、前連結会計年度末の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度末の一部の連結子会社の棚卸資産（2019年3月31日現在500百万円）については、その実在性に関して、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。この影響は前連結会計年度の棚卸資産、売上原価等及び当連結会計年度の売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

(14) 第17期（2020年3月期）第1四半期四半期報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第18期（2020年3月期）第1四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当監査法人は、前連結会計年度の連結財務諸表に対する監査における重要な拠点の見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、前連結会計年度の期首の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度の第1四半期連結累計期間の売上原価等に修正が必要かどうかについて判断することができず、前連結会計年度の第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して限定的結論を表明している。当該事項が当連結会計年度の第1四半期連結累計期間の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当連結会計年度の第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。この影響は前連結会計年度の第1四半期連結累計期間の売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、前連結会計年度の第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可

能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 3. 監査報告書および四半期レビュー報告書の受領日

2020年10月12日

### 4. 今後の対応

当社は、今回の監査法人の限定付適正意見に至った事由を重く受け止め、速やかに再発防止策を策定のうえ、適切に対処するとともに、今後も引き続き独立監査人と協調し、第18期（2021年3月期）第2四半期以降の四半期レビューおよび年度監査に協力してまいります。

株主、投資家の皆さまをはじめ関係者の皆さまには、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

以 上